

「BEPSプロジェクト最終報告書の概要と実務への影響」

第3回『無形資産取引、及び、リスクと資本に係る移転価格ルールの概要と実務への影響』



デロイトトーマツ税理士法人 パートナー 山川 博樹
マネジャー 長田 大輔

Q1 行動8(無形資産取引に係る移転価格ルール)及び行動9(リスクと資本に係る移転価格ルール)の概要、実務上のポイントを教えてください。



行動8及び行動9は、「価値が創造されたところで税金を払うべき」との原則を踏まえ、無形資産を中心に「価値創造の場」と「所得が生じる場」とが一致するよう移転価格ガイドラインの整備が検討されたものです。

<行動8>

行動8では、無形資産を優遇税制のある国や低税率国へ譲渡したり、そこで法的に所有する、使用することで不適切に所得を分配する等の、無形資産を用いたBEPSに適切に対応することを目的に、以下の対応が行われました(OECD移転価格ガイドライン第6章の改定案を策定)。

- ① 無形資産の定義の明確化。
- ② 無形資産から生じる利益の帰属先を判断する際に無形資産の法的所有権のみならず無形資産の構築や使用に関して関連する機能(すなわち、無形資産の開発・改良・維持・保護・使用に関する機

能(DEMPE¹機能))とそれに伴うリスク、使用された資産に基づき判断する。

- ③ 無形資産の評価において割引現在価値法(ディスカウントキャッシュフロー法。以下、「DCF法」)が適切に利用できる場合のガイダンスの拡充。
- ④ 無形資産の譲渡等の取引時点において信頼性の高い比較対象取引の不在や無形資産から生じる将来のキャッシュフローや無形資産評価の前提の不確実性から評価困難な無形資産(Hard-To-Value Intangibles)に関する移転価格ルールとして、取引後に事後的な価格調整や条件付きの価格再評価のメカニズムを可能とする。
- ⑤ 費用分担取極め(Cost Contribution Arrangement)²を利用した無形資産の移転によるBEPSを防止するためのガイダンスの更新。

1 開発(Development)・改良(Enhancement)・維持(Maintenance)・保護(Protection)・使用(Exploitation)の英語の頭文字を繋げ、「DEMPE」と呼ばれる。

2 取極めに参加する者が行う貢献によってもたらされる便益を各々公平に獲得できるという想定のもと、有形又は無形資産の開発、生産や取得、あるいはサービスの実施のために行う貢献や関連するリスクを参加者が分担するための契約上の取極めを指す。

実務上のポイントを挙げますと、①については、これまで新興国を中心にマーケットプレミアム³やロケーションセービング⁴のような、いわゆる location specific advantage (以下、「LSA」又は「市場固有の特性」)の存在と、残余利益 (以下、「残余利益」又は「超過利益」)⁵のうちそれに由来する部分は自国に帰属すべきことが主張されてきましたが、今般 OECD/G20は以下で整理される通り、そのような市場固有の特性は残余利益が帰属し得る無形資産ではないと整理しています (図表1参照)。

また、②については、無形資産から生じる利益の帰属先の判断に当たり、無形資産構築等に関与する当事者が負担するリスクのコントロールの実態評価が重要となることになりました。すなわち、前述の DEMPE 機能に関して、その関連機能の内容を理解し、機能を適切に果たしているかを見極めることが出来、当該機能の重要な局面に関して最終意思決定を行うことが出来るか、といったリスクのコントロールの実態を評価することが重要視されるようになります。

③については、これまでも日米間での無形資産の譲渡・譲受において実務上 DCF 法が採用されていた事例は数は多くないものがあったと思われていますが、今後は二国間事前確認や相互協議において無形資産の評価に当たって DCF 法が移転価格算定方法として用いられる可能性も考えられるかと思えます。その適用に当たっては、例えば DCF 法による算定の前提や変数となる、将来キャッシュフローの正確性や対象となる無形資産の耐用期間、将来キャッシュ

フローに係る成長率、現在価値に割り戻す際の割引率の設定方法について税務当局と納税者との間で議論が生じ得る等、今後の実務への影響も少なくないと思われます。

④及び⑤については、次回以降の回で詳細に解説致します。

<図表1：移転価格上の無形資産に関する例示>

無形資産	無形資産でないもの
特許	グループ・シナジー
ノウハウ、企業秘密	市場固有の特性
商標、商号、ブランド	
無形資産に関するライセンス	
政府の許認可	
契約で守られた権利、等	

<行動9>

行動9は、グループ内企業に対するリスクの移転、過度な資本の配分による BEPS 等を防止することを目的に検討されたものです。特に、関連者間の契約の中で資金拠出のみを行い多くの財務的なリスクを引き受ける法人、いわゆるキャッシュボックスに、経済実態がないにも関わらず財務的なリスクを負担させ、取引を通じて多くの利益を帰属させることで BEPS が実現されてきたことが問題視された背景にあります。

OECD/G20は、関連者が契約上リスクを負担している、または、資本を提供していることのみを以って移転価格税制上不適切な利益が帰属することのないよう、リスクのコントロールに焦点を当てることにしました。すなわち、取引の経済的な特徴や独立企業間の取引との比較

³ 特定の市場における製品やサービスの需要や価格の高騰等に起因する利益を指す。

⁴ 低コストな税務管轄地と高コストな税務管轄地との間での営業費用 (低水準の人件費、不動産関係費用等) の差異から得られるコスト削減を指す。

⁵ 残余利益とは、国外関連取引の両当事者が無形資産を使用して独自の機能を果たすことにより独自の価値ある寄与が認められる場合等において、同様の事業活動に見合う基本的な利益を控除した後に残る、独自の価値ある寄与により生じた超過利益を指す。

可能性を検討するための手法として「取引実態の正確な認定のためのプロセス（5つのステップ）」（図表2参照）や関連者間取引において各取引当事者が負担するリスクを把握するための一助として「リスク分析を効果的に実施するためのプロセス（6つのステップ）」（図表3参照）を策定することで、リスクのコントロール機能⁶の実態評価に基づき取引当事者のリスク負担を評価し、それに応じた適切な利益配分を実現すべきことを提唱しています。

加えて、商業合理性のない関連者間の取引（例えば、新製品を生み出し、製造、販売するために必要となる無形資産の研究開発活動を行う法人が、その関連者に対し、自社が将来20年間で行う研究開発活動により生じる全ての無形資産に係る無制限の権利を、取引時点の一括の対価支払いで譲渡する取引）について、税務当局が取引そのものを否認（non-recognition）出来ることも明確化しています。

<図表2：取引実態の正確な認定のためのプロセス（5つのステップ）>

各取引の以下の点に係る検討の必要性が言及されている。

1. 取引の契約条件
2. 取引の各当事者の機能、資産、リスク、ならびにこれらの多国籍企業グループにおける大きな価値創造との関連性に関する評価
3. 取引される有形資産または提供される役務の性質
4. 取引当事者および当事者が帰属する市場の経済環境
5. 取引当事者が採用する事業戦略

<図表3：リスク分析を効果的に実施するためのプロセス（6つのステップ）>

1. 経済的重要性を持つリスクの特定
2. 契約書上の取引条件の下で、個別の経済的重要性を持つリスクが関連者によってどのように負担されているかの確認
3. 取引当事者である関連者が、個別の経済的重要性を持つリスクをどのように負担および管理しているかについての機能リスク分析を通じた決定
4. 上記ステップ2～3における分析をもとに、契約上リスクを負担する当事者が、リスクをコントロールし、当該リスクを負担する財務能力を有しているかを分析
5. ステップ4の分析の結果、リスク負担者がリスクコントロールを行わない場合、あるいはリスク負担できる財務能力を有していない場合に、リスク配分に関する指針の適用
6. 適正に配分されたリスクの負担やリスク管理機能への対価を考慮した価格の設定

Q2 我が国及び諸外国の制度改正の動向で日系企業が認識しておくべきポイント、日系企業に与え得る影響について教えてください。



2016年5月現在で、行動8・9・10はほぼ内容が固まっていますが、利益分割法のガイダンス等については継続検討とされ未だ内容が固まっていない状況です。

<我が国の改正動向>

一方で、我が国の執行はOECDガイドラインに沿うという基本ラインがあります。今回はガイドラインの大きな修正となったため、移転

⁶ 概説するに、リスクのコントロールとは、リスク負担の是非に関し、またリスクが何等か顕在化した時にどう対応するかに関しての意思決定と、意思決定を遂行する能力を有しているかを指す。

価格算定方法としてのDCF法や所得相応性基準（前述の評価困難な無形資産（Hard-To-Value Intangibles）に関連するため次回以降の回で詳細に解説）の導入等に関連して、国内の関係法令の中で一度抜本的に明確化していく、整理していくということも、再来年度の税制改正以降で行われることが考えられます。

<中国の改正動向>

諸外国の制度改正の動向について、日系企業が多く進出している隣国の中国では、OECD/G20によるBEPSプロジェクトにおける勧告を踏まえ、2015年9月17日には中国国家税務総局が「特別納税調整実施弁法」のディスカッションドラフトを公表しています。2016年5月現在で未だ正式な公布には至っていませんが、当該ディスカッションドラフトからは、行動8及び9における勧告内容の反映が、以下の通り検討

されているようです。

前述の通り、行動8では市場固有の特性やグループ・シナジー⁷は残余利益が帰属し得る無形資産には当たらないと整理されました。この点、中国税務当局も、これらを「無形資産」としては分類していないものの、無形資産から生じる超過利益の帰属先を検討するに当たっては考慮する必要があるとしており、中国市場固有の特性やグループ・シナジーと残余利益の帰属に関する従来からの主張は変更されていないようです。

また、前述の無形資産の構築や使用に関して関連する機能（DEMPE機能）について、中国税務当局は独自に「普及（Promotion）」という観点を追加しており、中国現地におけるマーケティングに関する無形資産の重要性を強調しているように思われます。

<図表4：「特別納税調整実施弁法」ディスカッションドラフトにおける検討内容>

項目（例）	2015年9月17日付「特別納税調整実施弁法」ディスカッションドラフトにおいて検討されている内容
無形資産	<ul style="list-style-type: none"> 政府許可、フランチャイズ経営権、及び、顧客リスト等を含む。 マーケットプレミアム等の市場固有の特性、及び、グループ・シナジーは、「無形資産」として分類されていないが、超過利益が中国企業の貢献によるものか否かを判断する際には、これらを考慮する必要がある。
DEMPE + P	<ul style="list-style-type: none"> 法的所有権を有するのみである場合、無形資産による収益を分配することはできない。各関係者が無形資産の開発（Development）・改良（Enhancement）・維持（Maintenance）・保護（Protection）・使用（Exploitation）・普及（Promotion）に関し担う機能等に基づき、その収益を分配する。 無形資産に関連する機能として、DEMPEに「普及（Promotion）」が加えられており、中国現地におけるマーケティングに関する無形資産の重要性を強調しているように思われる。
国外のキャッシュボックス	<ul style="list-style-type: none"> 資金を提供するのみで、関連する機能を担わない事業体は、資金コストに見合うリターンのみを得ることができる。

<日系企業への影響>

行動8の無形資産取引に係る移転価格ルールに関しては、諸外国の多国籍企業と同様に、日

系企業においても技術・ノウハウやマーケティングに関する重要な無形資産構築等の活動の実態、無形資産の存在をグループ内の情報収集を

⁷ グループとして企業が集まることで、例えば規模の経済や購買力、統合されたコンピューターやコミュニケーションのシステム、統合された管理体制等の結果生じる、グループ内の相互作用や相乗効果による利益を指す。

通じて適時に把握・確認すること、具体的なリスクの特定や組織内でのリスクをコントロールする者・意思決定者の特定を行うこと、またそれらの活動や機能リスクを税務当局に説明出来るよう文書化を行っておくことが必要になると思われます。

また、行動9のリスクと資本に係る移転価格ルールに関しては、日系企業は移転価格設定において比較的経済実態を重んじる傾向があると思われるため、影響は比較的限定的と言えるかもしれません。ただし、日系企業が国境を越えた委受託を行う際には注意が必要かもしれません。すなわち、日本親会社が委託者となり、国

外の関連者に対し業務を委託（海外の関連者が受託）する場合には、業務を受託する国外関連者の所在国の税務当局から、受託側の活動に伴うリスクのコントロールの実態について検討されるおそれがあると思います。

委受託の契約に関連するリスクについて熟知し、リスク低下やリスク低減について十分な知見に基づいて意思決定を日本親会社が行っていることを示すことが出来なければ、国外関連者所在国の税務当局から、国外関連者側により多くの利益を帰属させるべきとの主張がなされるおそれがありますので留意が必要です。